

支援者のための

権利擁護支援の手引き

～権利擁護の支援が必要ではないか？と感じたら～

富田林市

令和7年3月版

目次

1. 権利擁護支援検討チェックシート	1
2. 中核機関について	2
(1) 中核機関の設置	
(2) 中核機関の取組み	
3. 専門相談・協議会について	3
(1) 協議会の設置・運営	
(2) 専門相談の実施	
4. 権利擁護センターについて	4
(1) 日常生活自立支援事業の概要	
(2) 法人後見の概要	
5. 自立相談支援機関について	5
(1) 自立相談支援窓口(あしたねっと富田林)	
(2) 家計改善支援事業(ファイナンシャルプランナー相談)	
【参考資料】	6
1. 成年後見制度について	
(1) 成年後見制度の概要	
(2) 法定後見制度の類型	
(3) 法定後見制度の概要	
(4) 任意後見制度の概要	
(5) 民事法律扶助(費用の立替)	
2. 市民後見人について	
(1) 市民後見人の概要	
3. 様式	
(1) 本人情報シート(成年後見制度用)	
4. 相談機関連絡先	

1. 権利擁護支援検討チェックシート

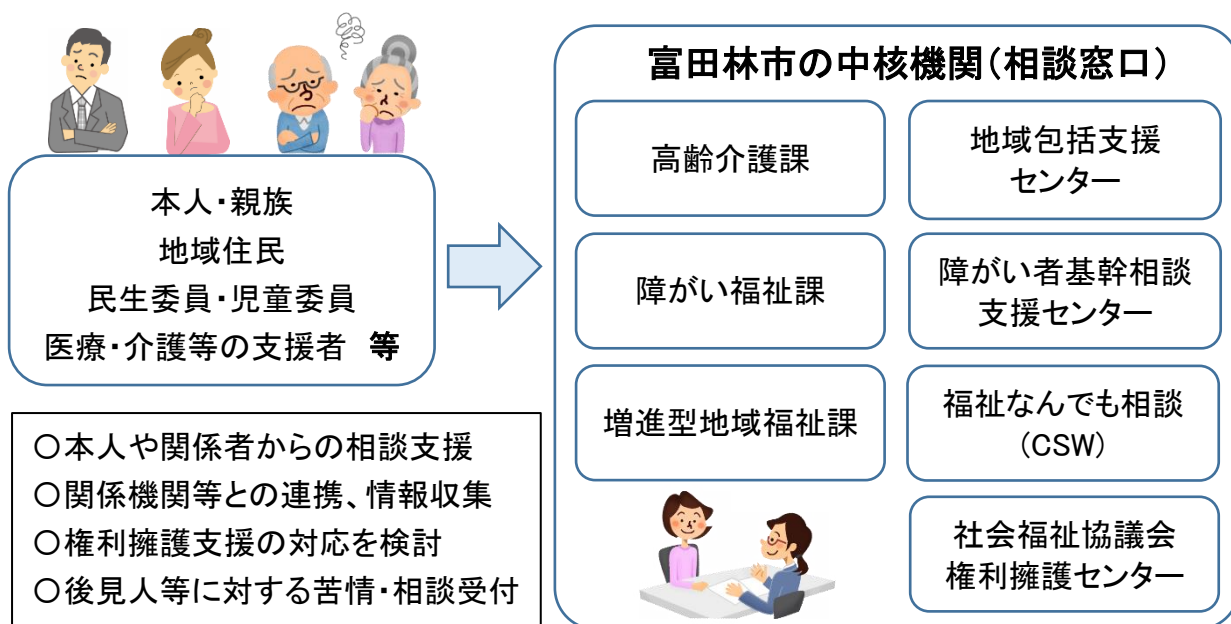
以下のいずれかの項目にチェック☑が入る場合は、権利擁護支援や多機関協働によるチームアプローチの検討が必要です。課題が複合化する前に次ページの中核機関（相談窓口）にご相談ください。

1. 日常生活	チェック
① 認知症等により、本人の意思を確認することが難しくなっている。	
② 高齢者世帯にひきこもり状態の子がいるが、支援につながっていない。	
③ 障がいのある子を持つ親が高齢化し、今後に不安を感じている。	
④ 成年後見制度申立ての必要性や本人・家族の理解が得られない。	
⑤ 後見人等との連絡調整など、チームアプローチがうまく行えていない。	
⑥ 任意後見契約を結んでいるが、本人の判断能力の低下が進んでいるものの、任意後見監督人の選任申立てができていない。	
2. 財産管理	チェック
① 日常的な金銭管理が難しく、在宅サービスの支援者や知人に頼っている。	
② 収支バランスが悪く、家計管理が適切に行えていない。	
③ 借金やローンの返済などの債務整理が必要となっている。	
④ 訪問販売などで高額な買物をしたり、消費者被害に遭っていないか心配。	
⑤ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	
3. 身上保護	チェック
① 福祉サービスや福祉施設等の入退所の契約行為が行えない。	
② 身寄りがなく、入退院の手続きや医療費の支払い等に困っている。	
③ 公営住宅等の賃貸借契約の解約手続きが必要。	
4. その他	チェック
① 経済的虐待や金銭搾取などの権利侵害が疑われる。	
② 権利擁護支援や多機関協働でのチームアプローチの必要性を感じる。	

2. 中核機関について

(1) 中核機関の設置

成年後見制度の利用を希望する市民や支援機関等の方々が身近な地域の相談窓口で相談ができ、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援するために、「中核機関」を設置しています。



(2) 中核機関の取組み

成年後見制度の利用促進を図るため4つの取組みを行います。

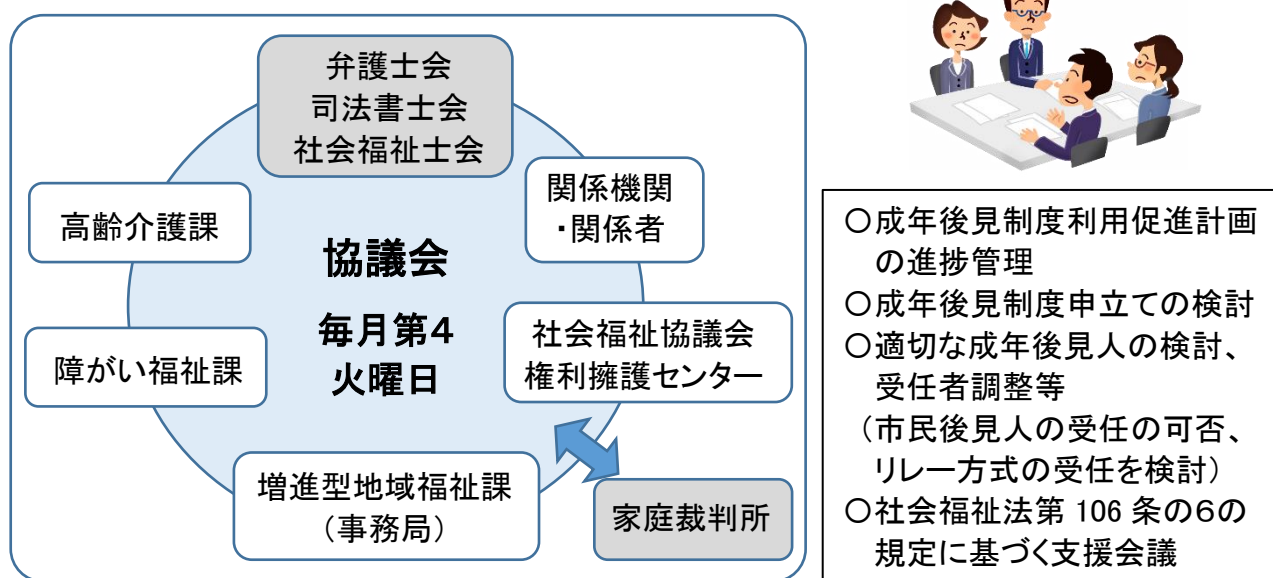
広報機能	相談機能	成年後見制度 利用促進機能	後見人支援機能
リーフレットの配布や研修会、講演会等の実施を通じて、成年後見制度の内容及び相談窓口等の周知を図ります。	成年後見制度の利用や権利擁護支援に関する相談に対応します。 各分野(法律、福祉等)と連携など、個々の状況に応じた支援を行います。	市民後見人の養成及び支援、法人後見の担い手育成等を行います。 成年後見制度の申立て支援を行います。	親族後見人や市民後見人に対する適切な支援、本人、後見人等を支援する身近な「チーム」への支援を行います。

※富田林市成年後見制度利用促進計画(抜粋)

3. 協議会・専門相談について

(1) 協議会の設置・運営

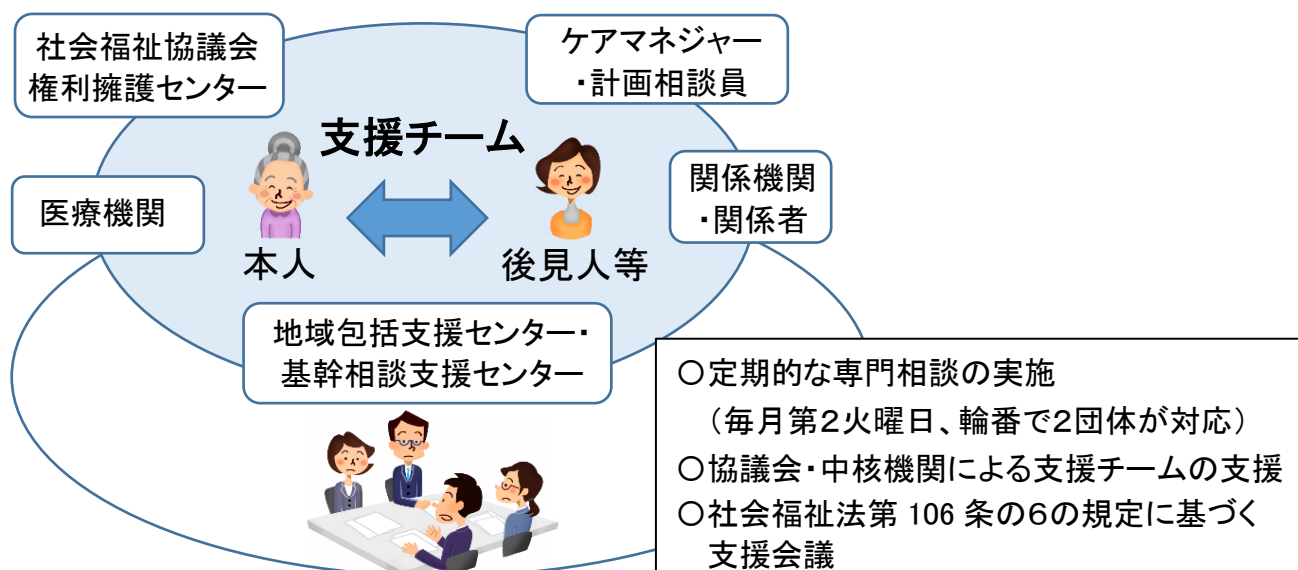
中核機関を中心に、介護・福祉関係者に加え、法律関係者が連携・協力する「協議会」を設置・運営しています。



(2) 専門相談の実施

複雑・複合的な課題を抱えるケースの支援にあたって、法律・福祉の専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)の専門的知見に基づく情報提供や助言など、支援チームに対する相談対応や、必要に応じて同行訪問等を行います。

※専門相談等の予約・問合せについては、市関係課にお問合せください。



4. 権利擁護センターについて

富田林市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターでは、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援体制のさらなる促進を目的として、日常生活自立支援事業・市民後見人活動等支援事業・法人後見事業を実施しています。

(1) 日常生活自立支援事業の概要

【サービス内容】

(ア) 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報提供・相談、契約のお手伝い、苦情解決制度の利用手続きの援助

(イ) 日常的金銭管理

日常生活に必要な福祉サービス利用料や医療費などのお支払い、また、年金や福祉手当の受取り手続き

(ウ) 書類等預かり

預金通帳や印鑑、証書などを預かり、金融機関の貸金庫などで保管

【サービスを利用できる人】

認知症等の高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で意思判断能力が不十分な方

【利用料】

月額 3,000 円(月 4 回まで訪問)、年会費 5,500 円

【利用の流れ】

- ① 利用相談
- ② 利用希望者の住まい等を訪問して状況把握(利用申込み)
- ③ 契約締結判定ガイドライン(インタビュー調査)
- ④ 大阪府社会福祉協議会に事前協議もしくは審査依頼
- ⑤ 契約締結・支援計画作成
- ⑥ 支援開始

(2) 法人後見の概要

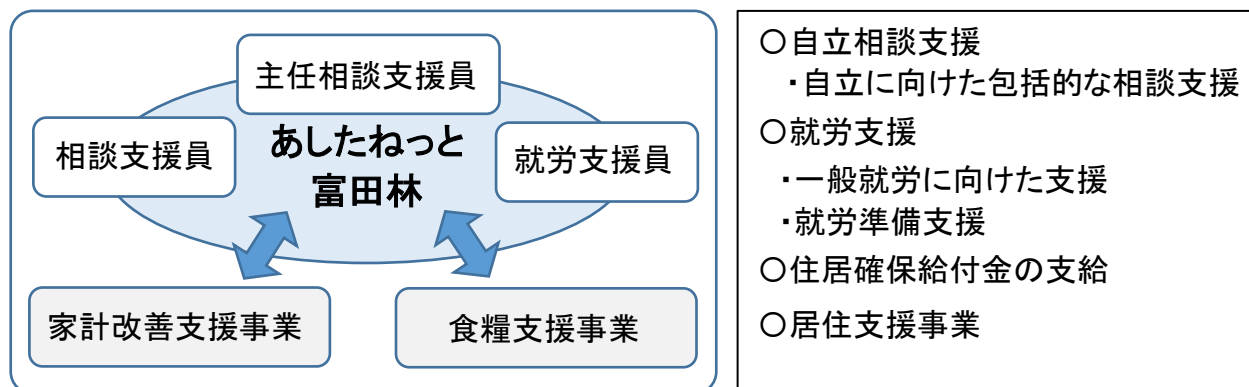
法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。

法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当して行います。担当職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

5. 自立相談支援事業について

(1) 自立相談支援窓口(あしたねっと富田林)

「収入が不安定で困っている。」「仕事が見つからない。」「家計を見直したい。」など、生活にお困りの方を対象に相談支援員が相談を受け、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援します。



(2) 家計改善支援事業(ファイナンシャルプランナー相談)

家計収支の均衡がとれていないなど、家計管理に課題を抱える方にファイナンシャルプランナーが相談支援を行います。対象者本人が家計の現状を適切に理解し、生活を見直すことで家計の改善方法を見出していくことを目的として、本人に限らず、支援関係者からの相談もできます。

相談日時：毎月第3月曜日(祝日等により変更する場合があります。)

①13時～ ②14時～ ③15時～

相談場所：富田林市役所 4階 相談室

※事前予約が必要です。あしたねっと富田林(25-1000 内線 296)までお問合せください。

【参考資料】

※厚生労働省や家庭裁判所等の資料を参考に作成しています。

1. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度の概要

精神上的の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために援助者(成年後見人等)により、本人を法律的に支援する制度です。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が本人を法律的に支援する制度。 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。
申立手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人となる者との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約(任意後見契約)を締結。 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等(※)の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

(注)後見監督人等 = 法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

(2) 法定後見制度の類型

家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があります。

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力を欠く常況にある方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、検察官、市町村長など(※1)		
成年後見人等の同意が必要な行為		民法13条第1項所定の行為 (※2)(※3)(※4)	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条第1項所定の行為の一部)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (※2)(※3)(※4)	同上 (※2)(※4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(※1)	同左 (※1)

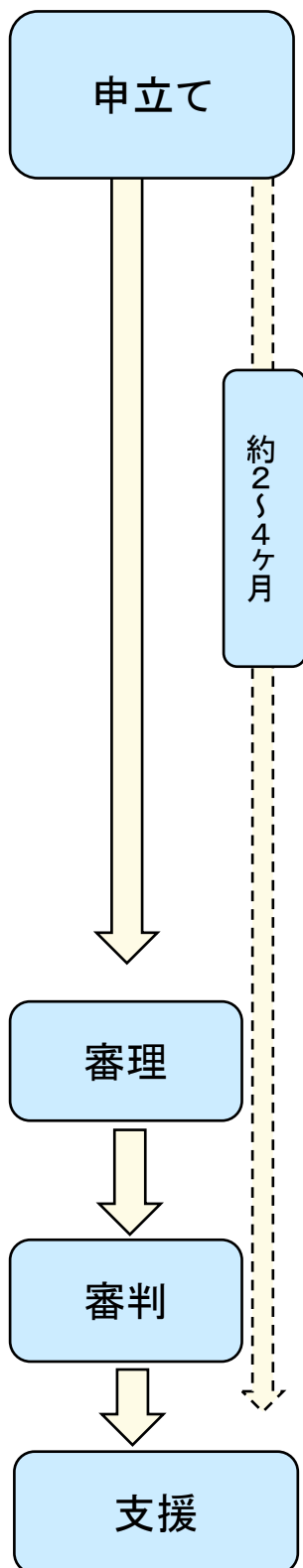
(※1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(※2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(※3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(※4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(3) 法定後見制度の概要

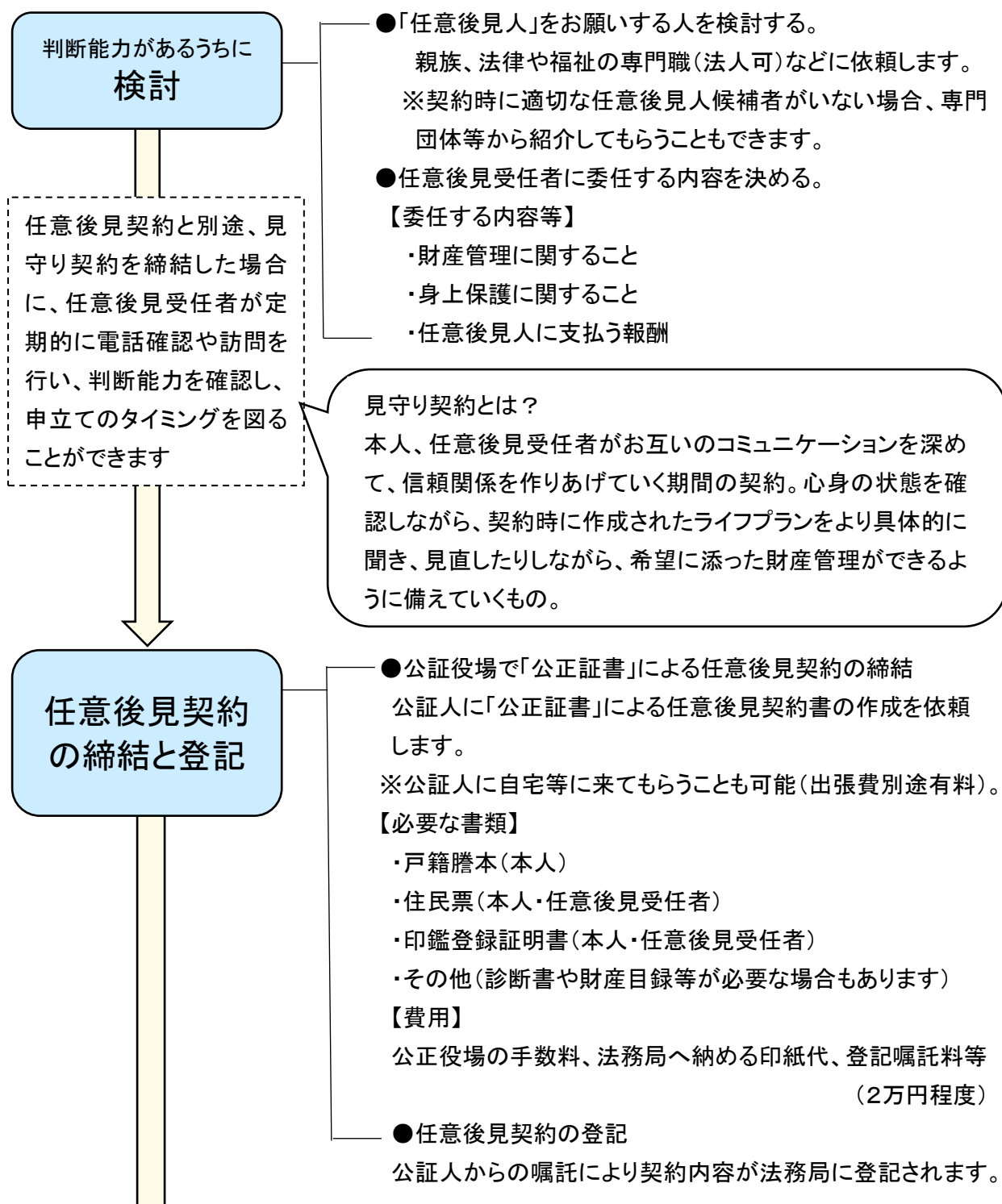


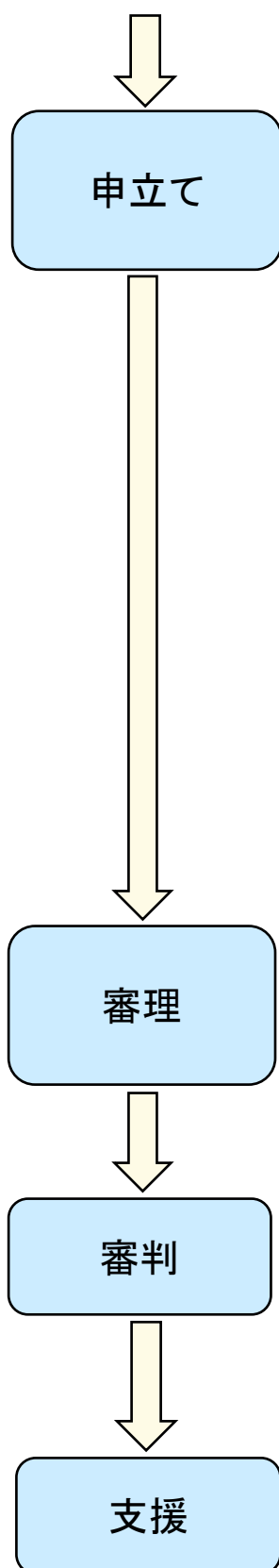
- 本人の居住地を管轄する家庭裁判所に申立てをします。
申立てにはいくつかの申立権者があります。
 - 本人が申立てる場合は…
制度のしくみを一定理解し、利用したい意思がある人は、本人で申立てすることが可能。
 - 親族が申立てる場合は…
本人の配偶者や4親等内の親族（両親、子ども、孫、ひ孫、兄弟、姉妹、祖父母、おじおば、いとこ、甥姪、甥姪の子ども等）
 - 市町村長等が申立てる場合は…
本人および親族が申立てできない場合は、行政や関係機関等を通じて、本人の住所地の市町村長による申立て
- 【必要な書類】
 - ・ 申立書 ・ 本人情報シート ・ 診断書（成年後見制度用）
 - ・ 申立手数料（収入印紙 800～2400 円分）
 - ・ 登記嘱託手数料（収入印紙 2600 円分）
 - ・ 郵便切手（3000～5500 円分程度）
 - ・ 戸籍謄本 など
- ※ 必要に応じて、P12「民事法律扶助（費用の立替）」があります。
- 家庭裁判所から申立人、成年後見人等の候補者、本人に事情を伺ったり、意見を聞くことがあります。
また、本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。
- 後見などの開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。
※ 不服申立期間2週間
- 支援が始まります。
- 成年後見人等は、選任後速やかに、本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。

(4) 任意後見制度の概要

認知症等により、自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公正証書で結んでおく制度です。

本人の判断能力が不十分になった時に、申立てにもとづき家庭裁判所が審理をして、任意後見監督人を選任したときから、任意後見契約の効力が生じます。





●本人の判断能力が十分でなくなったときに、任意後見人監督人の申立てをします。

【申立てをすることができる人】

- ・本人
- ・配偶者
- ・4親等内の親族
- ・任意後見受任者

【必要な書類】

- ・申立書
- ・診断書(成年後見制度用)
- ・本人・任意後見受任者に関する書類、任意後見契約公正証書の写し
- ・財産に関する書類

※くわしくは、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

【費用】

任意後見監督人選任申立費用等(6,000 円程度)

●家庭裁判所から申立人、任意後見人等の候補者、本人に事情を伺ったり、意見を聞くことがあります。

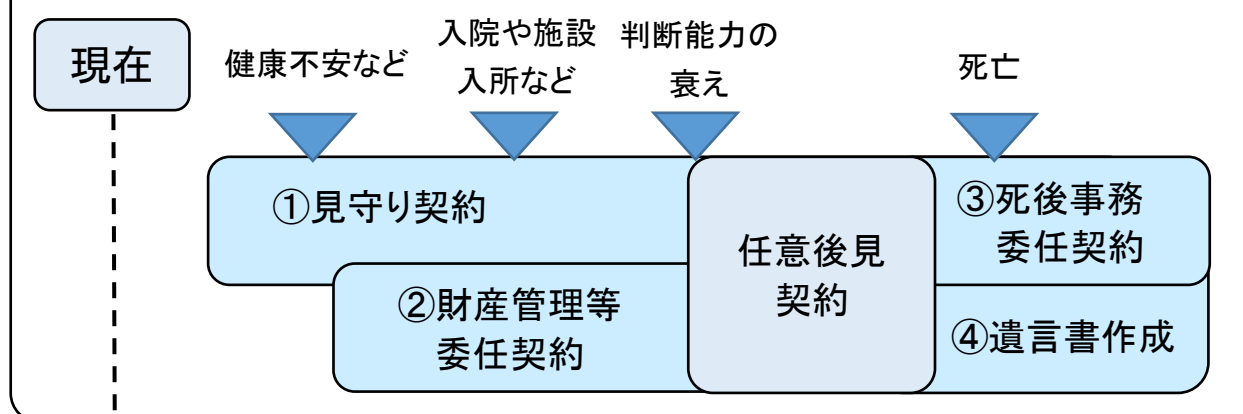
また、本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。

●家庭裁判所が任意後見監督人としてふさわしい人を選任します。(家庭裁判所がご本人にとって無理のない額を決定し、任意後見監督人への報酬をご本人の財産から支払われることとなります。)

※不服申立期間2週間

●任意後見契約のに基づいて支援をします。任意後見人の職務について、任意後見監督人を通じて家庭裁判所に報告します。

任意後見契約を中心として、希望に合わせて、組み合わせて選べます



①見守り契約(判断能力が衰えたときを見逃さない)

ご本人の判断能力が衰えたら速やかに任意後見監督人選任の申立てを行う必要があります。任意後見契約を結ぶ場合、任意後見の契約とは別に、定期的な電話や訪問をしてもらうなどの「見守り契約」を結んでおくと、そのタイミングを見逃すことなく安心です。

任意後見が開始されると見守り契約は終了します。費用は、依頼する内容や人によって異なります。

②財産管理等委任契約(任意後見開始前から財産の管理を依頼)

判断能力はあるが足腰が動かないので銀行などにいけない、といった場合に備えて、財産管理等委任契約をあわせて結んでおくことができます。通帳の保管、預金の引き出し、各種支払い、介護サービス、入院手続きなどの内容や開始時期を契約によって自由に決めることができます。任意後見が開始されたら終了する内容が一般的です。費用は、依頼する内容や人によって異なります。

③死後事務委任契約(亡くなった後のための準備)

任意後見契約は当事者の死亡で終了します。死後事務委任契約は、ご本人が亡くなった後の葬儀や納骨、埋葬などの手配や、未払い債務の支払いなどを依頼できます。費用は、依頼する内容や人によって異なります。

④遺言書作成(亡くなった後のための準備)

遺言書はご本人の想いを伝える手段の一つです。遺言書を作成しておくと、遺産分配方法の指定などをすることができます。

(5) 民事法律扶助(費用の立替)

経済的に困りの方のために、無料法律相談を行うとともに、司法書士・弁護士の裁判手続きの費用等を立て替える制度。

(例) 成年後見申立てにかかる費用の立替・助成

援助の対象: 弁護士費用等(後見人報酬は、対象としない)

方法: 立替え(償還であって、助成ではない)

償還の方法等: 原則、終了後3年以内の還付償還。月々5,000円～1万円程度。

経済状況に応じ、一定期間償還猶予可。

経済状況に応じ、償還免除可(生活保護受給者、それに準じる程度)



相談先

○法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

(月～金曜日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00)

○法テラス大阪

電話: 0570-078329

住所: 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 B1F

○法テラス大阪堺

電話: 0570-078331

住所: 堺市堺区南花田口町 2-3-20 三共堺東ビル 6F

2. 市民後見人について

(1) 市民後見人の概要

家庭裁判所から選任された市民が、成年後見制度の担い手として活動を行います。市民後見人は所定の養成講座を受け、成年後見制度に関する一定の知識や技術・姿勢を身につけ、大阪府域では、地域福祉活動として報酬を前提としない後見活動に取り組んでいます。

また、市民後見人の活動が円滑に行われるよう、市や社会福祉協議会、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）が連携し、サポートします。

【市民後見人養成講座に応募できる方】

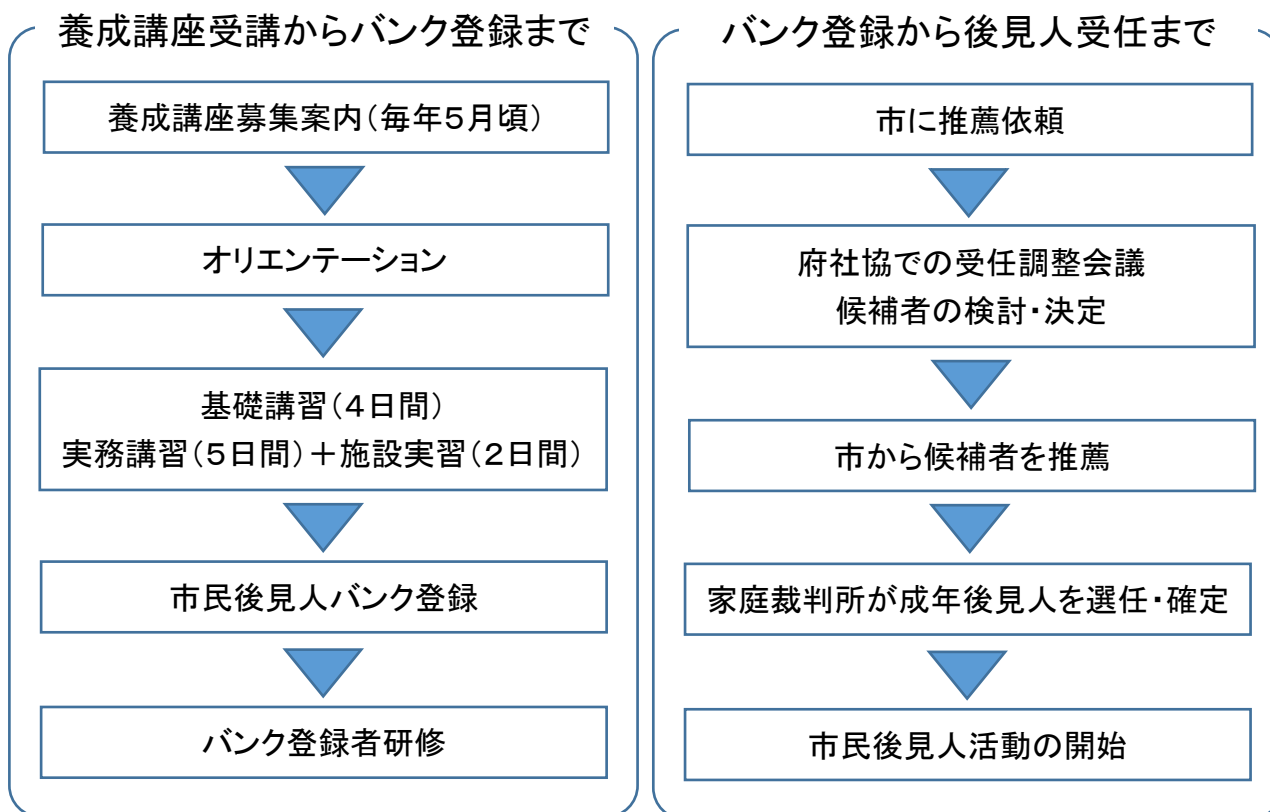
地域福祉活動及び社会貢献活動に意欲をお持ちの方で、

○事業実施市に在住または在勤の方

○市民後見人バンク登録時の年齢が満25歳以上70歳未満の方

○成年後見業務の養成研修を有する団体に所属、または親族以外の後見人をされている方を除きます。

※養成講座を受講することによって成年後見人等の資格を得られるものではありません。



3. 様式

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 年 月 日

本人 氏 名： _____ 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日	作成者 氏 名： _____ 印 職業（資格）： _____ 連 絡 先： _____ 本人との関係： _____
--	--

1 本人の生活場所について

- ☐ 自宅（自宅での福祉サービスの利用 ☐ あり ☐ なし）
☐ 施設・病院

→ 施設・病院の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

- ☐ 介護認定（認定日： _____ 年 _____ 月）
☐ 要支援（１・２） ☐ 要介護（１・２・３・４・５）
☐ 非該当
☐ 障害支援区分（認定日： _____ 年 _____ 月）
☐ 区分（１・２・３・４・５・６） ☐ 非該当
☐ 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）
☐ 精神障害者保健福祉手帳（１・２・３ 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

- ☐ 支援の必要はない ☐ 一部について支援が必要 ☐ 全面的に支援が必要
（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

--

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか：☐ あり ☐ なし

※ 以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は、良い状態を念頭にチェックしてください。
エの項目は裏面にあります。）。

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- ☐ 意思を他者に伝達できる ☐ 伝達できない場合がある
☐ ほとんど伝達できない ☐ できない

イ 日常的な行為に関する理解について

- ☐ 理解できる ☐ 理解できない場合がある
☐ ほとんど理解できない ☐ 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- ☐ 記憶できる ☐ 記憶していない場合がある
☐ ほとんど記憶できない ☐ 記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- ☐ 正しく認識している ☐ 認識できていないところがある
☐ ほとんど認識できていない ☐ 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

- ☐ 支障となる行動はない ☐ 支障となる行動はほとんどない
☐ 支障となる行動がときどきある ☐ 支障となる行動がある

(行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

- ☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- ☐ できる ☐ 特別な場合を除いてできる ☐ 日常的に困難 ☐ できない

(6) 金銭の管理について

- ☐ 本人が管理している ☐ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☐ 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- ☐ 申立てをすることを説明しており、知っている。
☐ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
☐ 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
☐ その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

4. 相談機関連絡先

【高齢分野】

高齢介護課 第1圏域ほんわかセンター	0721-25-1000 内線 196
第2圏域ほんわかセンター	0721-25-8205
第3圏域ほんわかセンター	0721-28-8631

【障がい分野】

障がい福祉課	0721-25-1000 内線 162・434
第1圏域 聖徳園みどりの風	0721-26-8627
第2圏域 つじやま相談室	0721-28-5311
第3圏域 四天王寺悲田富田林苑	0721-29-0500

【福祉なんでも相談】

増進型地域福祉課 第1圏域 富田林市役所内	0721-25-1000 内線 273
第2圏域 富田林市総合福祉会館内	0721-25-8200
第3圏域 富田林市役所金剛連絡所2F	0721-28-3180

富田林市社会福祉協議会 権利擁護センター 富田林市立コミュニティセンターかがりの郷内	0721-26-8201
あしたねっと富田林	25-1000 内線 296